

## 教育委員会定例会会議録

### 1 日時

平成30年1月22日（月）

開会 9時30分

閉会 10時57分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員、  
原田佳子委員

欠席委員 なし

### 4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）

副教育長 木平芳定、次長（教職員担当） 浅井雅之、

次長（学校教育担当） 宮路正弘、次長（育成支援・社会教育担当） 辻 善典、

次長（研修担当） 山田正廣

教育総務課 課長 長崎敬之

高校教育課 課長 徳田嘉美、班長 萬井洋、主幹 杉阪英則、

充指導主事 里路雅信

教職員課 課長 小見山幸弘、班長 山北正也、班長 加藤真也、

主幹 水谷匡利、主幹 奥山充人、主査 中西祐司

学校経理・施設課 課長 田中彰二、副参事兼課長補佐兼班長 脇光弘、

主幹 村上文昭

### 5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第41号 職員の懲戒処分について

原案可決

議案第42号 損害賠償の額の決定及び和解について

原案可決

### 6 報告題件名

報告 1 三重県立高等学校入学者選抜における県外からの県立高等学校への入学志願制度の検討状況について

報告 2 平成29年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について

報告 3 平成30年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について

報告 4 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について

## 7 審議の概要

### ・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により、会議が成立したことを確認する。

### ・前回審議事項（12月13日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

### ・議事録署名者の指名

岩崎委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第41号は、人事に関する案件であるため、議案第42号及び報告4は、県議会提出前であるため非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の報告1から報告3の報告を受けた後、非公開の議案第41号及び議案第42号を審議し、報告4の報告を受ける順番とすることを決定する。

### ・審議事項

#### 報告1 三重県立高等学校入学者選抜における県外からの県立高等学校への入学志願制度の検討状況について（公開）

（徳田高校教育課長説明）

報告1 三重県立高等学校入学者選抜における県外からの県立高等学校への入学志願制度の検討状況について

三重県立高等学校入学者選抜における県外からの県立高等学校への入学志願制度の検討状況について、別紙のとおり報告する。平成30年1月22日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長。

県外からの県立高等学校への入学志願制度について、現在の検討状況を報告いたします。

資料の1ページ「1 パブリックコメントの概要」をご覧ください。これまでの検討会での意見を踏まえて、取りまとめた制度の案について、11月28日から12月27日までパブリックコメントを実施いたしましたところ、57人・団体から162件のご意見をいただきました。「高い目的意識を持って入学する生徒の存在は、他の生徒にとっても、好影響を及ぼし、生徒の成長や学校の活性化につながる」など、肯定的な意見が多く寄せられた一方で、「本制度案は、ルール違反を追認するものである」などの反対意見や「県内の中学生の進路に配慮すべき」「学校や地域の状況に応じて県外から入学できる生徒数の上限を引き上げてほしい」など、制度設計にあたって配慮を求める意見もありました。いただいた意見につきましては、3ページから5ページにまとめてあります。

これらの意見を踏まえまして、パブリックコメントで示した制度案を一部修正いたしました。

「2 パブリックコメントの意見を踏まえた制度案の修正箇所」をご覧ください。1つ目は、県外から入学できる人数についてです。県内の中学生の進路に配慮し、各高等学校の入学定員の5%を上限としたうえで、特定の学科・コースに県外からの入学者が偏らないよう、学科・コースについては、それぞれの入学定員の10%を上限としました。

2つ目は、「学校別活性化協議会」を設置している小規模高等学校での対応についてです。該当の高等学校では、入学者が募集人数に満たない場合は、募集人数の範囲内で県外出身生徒を上限を超えて合格させることができることとしました。

3つ目は、県外から入学志願できる選抜についてです。県内中学生の進路に配慮し、本制度は、前期選抜及び後期選抜を対象とし、再募集を対象としないこととしました。

4つ目は、生徒の安全・安心の確保についてです。保証人の役割、学校の対応及び役割を具体的に示すとともに、県教育委員会の対応を加えました。

5つ目は、平成31年度以降に実施する入学者選抜における、検討対象校の考え方についてです。本制度を実施する高等学校は、原則として5年間継続することとし、また、平成31年度以降の入学者選抜で制度の導入が可能な場合を追加いたしました。

これらの修正、加筆をした制度の案を、1月12日に開催いたしました第5回検討会で協議いただきました。

「3 第5回三重県立高等学校入学者選抜制度検討会の概要」をご覧ください。検討会では、本制度の実施について、検討対象校を25校とすることを確認いただきました。また、「平成31年度以降に制度を導入する要件に、硬式野球部の全国大会への出場を加える」「本制度の対象が、保護者の転住を伴わない県外出身生徒であることを明記する」ことが確認されました。

この2点について修正した制度の案が、6ページ以降の保護者の転住を伴わない県外からの県立高等学校への入学志願制度案です。1は、本制度の考え方を記載いたしました。パブリックコメントで示しました考え方と同じでございます。

2は、検討の対象とする学校について記載しています。具体的な学校等につきましては、8ページに記載をしてあります25校となります。

「3 県外から入学できる生徒の上限」は、入学定員の5%を上限としたうえで、学科・コースの上限を10%に、③で小規模校等学校で募集人数に満たない場合の対応について記載をいたしました。

「4 入学志願できる入学者選抜」については、前期選抜と後期選抜で実施することとしております。

「5 生徒の安全・安心の確保」につきましては、7ページの1行目以降にありますように、学校の役割、保証人の役割を記載しました。

「6 志願学区外に居住する県内中学生の入学志願」は、本制度を実施する高等学校には、全ての学区から志願できることとしております。

「7 平成31年度以降に実施する入学者選抜における検討対象校の考え方について」は、実施校において5年間は継続することと、平成31年度以降に導入するこ

とも可能とする場合として、①地域で生徒を受け入れるための環境整備の必要性などを継続して検討が必要となった場合、②新たにスポーツ特別枠選抜を実施する部活動がある場合、③今後、全国大会に出場する硬式野球部がある場合、④新たに入学定員が120人以下となる場合といたしました。

1ページにお戻りください。「5 今後の対応」です。今後は、検討対象校となった高等学校が、PTAや地元中学校、活性化協議会等の意見を聞いたうえで、実施するか否かについて検討を行い、その結果について、3月上旬の第6回検討会で確認していただきます。そして、3月下旬の定例会におきまして、県外からの入学志願制度を決定していただきます。

「三重県立高等学校入学者選抜における県外からの県立高等学校への入学志願制度の検討状況について」、報告は以上です。

#### 【質疑】

教育長

報告1については、いかがでございましょうか。

森脇委員

確認ですけれども、今後の対応のところで、検討対象校がいくつかの機関の意見を聞いたうえで、実施するか否かについて検討ということになっていますね。そのときに実施しないという決定もあり得るということですか。実施しないでほしいというふうに地元が言った場合には、実施しないというふうになるのでしょうか。

高校教育課長

学校がどのように検討を進めているかということがございまして、その中で地元の協議会であったり、PTAであったりというところから意見を伺っていくということになりますので、その中で、そういった意見を踏まえて結論を出していくことになりますので、地元が優先とかそういうことで、よくその辺をお互いで理解して結論を出していくことになろうかと思っております。

森脇委員

この25校については、実施しますよということでもう公表してしまっているわけではないということですね。

高校教育課長

現在、公表しておりますのは、この25校が学校で検討をいたしますということを公表してございますので、この学校が実施をするということで公表しているものはございません。

森脇委員

わかりました。

黒田委員

「6 志願学区内外に居住する県内中学生の入学志願」というところで、県外から入学できる生徒の上限があって、学校ごとで選定した人数も含むものとするとか書かれていますけれども、ここはやはりフラットな状態での入学になるということですね。県内だから県内優先にとかということではなくてということですよ。

高校教育課長

対象となる学校については、県内で今まで通学区域の制限があった生徒についても、それをなくして、受けることができるとしておりますし、ただ、県外の生徒と同じ5%の枠内というような考え方をしております。基本的にはフラットな考え方でということでございます。

黒田委員

ひょっとしてそういう志願者が増える可能性も、今後、出てくるかもしれませんのでということ。

高校教育課長

この検討会におきましても、県内の中学生の進路に配慮するというふうなご意見をいただきましたので、そのことを踏まえて、このような制度というふうに考えておるところです。

原田委員

今、この制度の検討という段階で、このお話をすべきかどうかかわからないんですが、この25校の中にある水産高校を実は目指している私の友達の子どもがいて、非常に立地的に不便な場所にあって、水産という特殊な学校の性質上しょうがないことだと思います。

ただ、寮が今、廃止になっていると。そうなってくると、県内の生徒さんでも、交通の不便さということで行くことを戸惑う。そうなってくると、県外を受け入れます、これはどちらかという、地域の活性化という面で見ているお話だと思うんですが、今、具体的に私も調べたわけではないですが、そういうお母さんたちとお話すると、割と民宿とかに子どもさんを受け入れて、お金の面ですけど、意外と金額がかかるというようなことも話に聞いたりしますので、この検討が済んで、まだ具体的な問題としては、地域が県外から受け入れていくときに、その県外から受け入れた生徒さんに対しての、そういった部分の費用的な問題とかを、地域の方とタイアップして、担い手、後継者不足の、例えば、漁師になりたいから水産に行きたいという子たちを受け入れる側の態勢を非常にしっかりと築き上げていかないと、このお話が地域活性につながっていかないと思いますので、そういったことも踏まえながら、今後、検討会の内容としてお話を進めていただけたらいいなと思う点と、もう一つ、別論ですが、野球だけ特化して、この過去5年に全国大会に出場というのが、やっぱり追記しなければいけないことなんでしょうか。そこの2点、お願いします。

高校教育課長

まず、下宿等につきましてですが、現在、水産高校に限ってのお話をさせていただきますと、学校のほうでもここ数年で、かなり努力をいたしまして、地元のほうにも理解をいただいて、おっしゃられたように、もともと民宿等をやられていたところなどを含めてお願いをして、受け入れているところが徐々に広がっているというふうには聞いております。そのような取組がさらに進んでいけばと思っているところでございます。

野球につきましては、このスポーツ特別選抜のところ、一つの部活動を通じた活性化ということで考えさせてもらってきたわけですが、野球はそもそも、このスポー

ツ特別選抜になるための強化指定校としての指定の仕方が、やや違っているということもありまして、野球部以外の指定校と同じような考え方でしていくほうが、明確な形で理解いただけるだろうと思ひまして、野球部について、違いのところがありますので、表記をしているということでございます。

森脇委員

黒田委員の質問に関係するんですが、県外から入試を受ける場合は、一般と変わらない入試を受けたうえに、もう一つ5%というハードルがあると、こういう理解でしょうか。

高校教育課長

県内の中学生が、その県外から来る生徒によって入学を希望するところに行けないことも十分に考えていただきたいというようなご意見の中で考えておりますので、試験そのものは県内の生徒と同じではありますが、合格できる人数としては、5%という制限を設けていくという考え方でございます。

森脇委員

ということは、二重のハードルということですね。つまり、一般入試でフラットで行けるときの落ちる可能性ありますね。しかも、5%に上限を設けると、それに当たらない可能性もありますね。そうすると、2つのハードルがあると、そういう理解でよろしいんですか。

高校教育課長

そのようなことになっております。

森脇委員

わかりました。

岩崎委員

私もその点が引っかけたんですね。まずは最初、口火を切ったというか、問題になってきたスポーツの部活動の話から、じゃ、それをちゃんとルールを明確にしていかなければと。生徒の安全とか生活の保障などをちゃんとやっていかないといけないというところから始まった議論が、一つ、ここでも議論になりましたが、じゃ、県内の中学生をどうするのかという話があって、それは県内の中学生も、県外から来る子どもたちと同じような土俵で議論していかなければということで、種別が大分広がったんだと認識してます。

それが、検討会のほうの議論で、いわゆる小規模校をそんな中にまた付加するという形になった。この小規模校を付加するということは、すごく地元と高校の関係を密にする一つの大きなてこだと思っているんで、これ自体は私は望ましいと思うのですが、ただ、そうなればなったで、例えば、我々見に行きました南伊勢の南勢校舎でいうと、40人しか今、入学定員いないわけだから、そこで5%という、ここにも書いてあるとおり2人なんですね。そうすると、地域の皆さんが、高校の回帰論でいろいろとやろうとして、それにああいいなと、あの風土の中で高校生活を送りたいなどと思って来た県外の子どもたちは、このわずか2人という人数に縛られてしまうことになるのかどうか。ここを見る限りは、3番とかにも書いてありますが、募集人数の範囲内で県外出身生徒を上限を超えて合格させることができるということになると、つ

まり、読み方としては2人が限界ということですよ。

だから、そのところが、例えば活性化協議会等で議論するときに、それじゃあね、というような地元の意欲を削ぐことになってしまうんじゃないのかなというのが懸念されるところで。例えば、そこは活性化協議会の頑張ってるぞという議論を尊重して、例外を認めるというといけないですが、弾力的に運用するみたいなことはできないんだらうか。もともとの入学定員が少ないと、その5%というと、本当に微々たるものになってしまうところを懸念しているところでもあります。その点が一番引っかかるのかな。

高校教育課長

6ページの3の③にも示させていただきましたように、ここでは合格者定員が募集人数に満たない場合につきまして記載しているのですが、募集人数の範囲内で県外の上限を超えてというのは、その5%を超えて、例えば、20名の中で、県外の5%を含めて県内の生徒も15名が合格をしましたが、あと5名、定員が不足してますという場合については、その5名の中では、県外の生徒も入学をしていくことができるということで、検討会のほうでもそのことについては、非常に募集もありづらい学校についての対応としては、こういう形でいいのではないかとということでご意見をいただきました。

黒田委員

そうすると、志願学区外の子たちが、この3の③には該当しなくなると、該当するんですか。すみません、よくわからなくて。

高校教育課長

これも志願学区外についても、基本的に県外出身生徒と同じ考え方ですので、該当するということです。

教育長

よろしいですか。補足等もよろしいですか。

原田委員

やっぱりさっきの野球部のことをもう一度なんですけど、スポーツ強化指定校、野球はそういうシステムがないんですか。

例えば、地元伊勢、宇治山田商業高校、過去5年をさかのぼると、サッカー一部は全国大会に出ているとなったときに、野球だけ5年というところさかのぼって全国大会に出たところを検討対象校にすると、その学校ごとですべていかしていかないかという話はあると思うんですが、何か違和感が生まれませんか。どうしても野球は5年さかのぼったところで全国大会に出れば、そういったことをしてもいいよと言い替えればなっているのに、じゃ、宇治山田商業高校が相撲部だけがスポーツ強化指定校になっていることはわかっているんですが、どこかしら、なぜ野球だけ、ほかのスポーツはそういうシステムにならないのかというのが疑問というか、不安というか、今後、ならないのかなというのが非常に、先ほどのご回答では、ちょっとわかりきらないところがあるので、もう一度だけご説明をお願いします。

高校教育課長

強化指定校は学校が継続的に強化に取り組んでいくというようなことを趣旨として

強化指定を行っております。ですので、スポーツ特別枠の選抜においても、部活動によって学校が活性化されていくという趣旨から考えると、継続的な取組につながっていくだろうということで、強化指定しているところからのスポーツ特別枠選抜を実施しているということが、一つの基準として考えさせていただきました。

その基準の中で、強化指定においては、野球については、強化指定もあるんですが、単年度の成果だけをもってして強化指定を行っているということがありますので、その強化指定ということの前提の中で考えていくときに、同じように継続的な中で強化指定をされるのと、少しそこに違いがあるというふうに考えましたので、野球については、単年度ではなくて、継続的な部分を検討の中に入れていってもいいのではないかとということで、強化指定という枠組みの中で、野球部がもう少し数年の学校の取組として評価できるようなことで考えさせてもらったということです。

原田委員

野球に関しては、単年度ごとに強化指定をしているから、いなべ総合とか菰野高校とかが単年度で強化指定をされている。それ以外のスポーツは、継続的に。

高校教育課長

単年度といいますか、秋の大会の結果をもってだけ、野球については指定をしているところがございまして。それではちょっと一つの大会部分で、ほかの強化指定との考え方が違ってきますので、そのことを野球については配慮させていただいて、このような基準にさせていただいたという。

原田委員

私が疑問を持ったように、今回のちょっと反対意見のところ、そもそも違反している者の追認になるのではないかとということが、スポーツ強化のほうをやっぱり見どころがあるというか、見どころになると思うので、しっかりその辺を説明がつく、わかりやすい説明ができるように、検討会の内容を掘り下げて最終的な案に持っていないといけないのではないかとということ、そのあたりも含めて思いました。

あと、合わせて小規模で定員が今回、具体的に、1回目の出てますよね。定員割れがすごくしている学校と、スポーツが盛んな学校で既に定員オーバー、今の現状、この制度を導入していなくても定員オーバーしている、いわば県内の学生さんたち、それから北勢、中勢、南勢とエリアごとに、今のシステムの中でも定員オーバーしている学校でも、スポーツにかかわってくる学校が出てきていて、そうなってくると、先ほどの二重の枠うんぬんの話じゃないですが、一般の試験を受けると、一般の生徒たちと同じ試験を受けた中で、ただの試験だけの結果が、高校合格の判定基準ではないので、調査書の判断とか、そういうところにやっぱりスポーツのウェイトがどれぐらい持っていられるのかとか、そういうところも段々と掘り下げれば掘り下げるほど、県内の生徒で、そこの学校に行きたかった子が行けなくなるとはいけないということ、しっかりと保障したうえでの制度改革をしていくということにかかわってくるのではないかと、言っていることがおかしいですかね、疑問と不安というか、そういうふうに考えられる、本来、地元の学校を目指していた子たちに対する保障みたいなところを、明確にしていけないのではないかと。テストだけが学校合格の判断基準にはなってませんので、わかりやすく、その点だけで合否が判断される



のであればいいんですけど、県外のスポーツが盛んな子のほうが、やっぱり優位に立っているのではないかというような、後々の疑問に残らないようなところが、一抹の不安といいますか、出てくるのではないかと思います、いかがでしょうか。

高校教育課長

高校入試におきまして、この県外からの志願制度というのは、志願できる条件を、クラブの活性化の中で定めているものでございまして、このクラブの成果をもってして、出願を認めているとか、そういうことではございませんので、その志願を認めた後の合否の判定については、県内の生徒とも同じ判断基準で行っておりますので、そういった意味においては、いったん、この出願後については、同じ基準で合否の判定を行っていくこととなりますので、そのスポーツによって出願をしたからといって、そのことが合否判定の結果に有利になると、そういうことではございません。

木平副教育長

野球部の話は、強化指定制度そのものは、知事部局のスポーツ推進局が制度を持っていて、指定をしています。

それで、野球部の強化指定の考え方、先ほど、課長申し上げたように、例えば今年度でしたら、秋季大会に優勝したチームを強化指定校とするという基準で強化指定がなされています。それはそれで一つの基準だと思いますが、その強化指定されているところを、こういう入試制度で一定の基準で入試制度の枠に入れようとしたときに、毎年度ごとに変わり得ることを入試制度に置くということは、その翌年度は、違うところになるとかいうことで、予測もできないですし、継続的な部分という活性化の面でも課題があるというふうに考えましたので、野球部については、過去5年間、平成29年度以前の5年間で、そういう全国大会に出場した学校としました。その5年につきましては、例えば、ほかの学科・コースの活性化で尾鷲高校と白子高校の吹奏楽もなっているわけですけど、そこも活性化という観点ですので、過去5年間で一定期間、定数に満たなかったという課題が、学校としてそのの売りはあるんですが、課題があるというのを、この5年間というスパンで見えています。

それと、入試制度に適合させるという意味で、5年間という形でさせていただいたというところなんです。

それから、5%の話は、おっしゃっていただいたように、制度としては、5%を上限とするということで、その5%を先に確保していくということでもなくて、ずっと県内の子と同じような基準で並べたときに、そこに入っている子が5%までであれば、5%の子が合格点に入っていれば、合格していただくと。もし基準点以下でしたら、残念ながら合格にできないとか、そういう制度です。

教育長

よろしいですか。それでは、報告1についての質疑は終わったということで、いかがでしょうか。了承ということでよろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—

## ・審議事項

## 報告 2 平成 29 年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について（公開）

（徳田高校教育課長説明）

報告 2 平成 29 年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について

平成 29 年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び特別感謝状贈呈について、別紙のとおり報告する。平成 30 年 1 月 22 日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長。

資料の 1 ページ、「1 趣旨・目的」をご覧ください。この制度は、職場体験やインターンシップ等により、児童生徒の勤労観・職業観の育成や学習意欲の向上に顕著な功績をあげた事業所に対し、職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状及び職場体験等受入事業所三重県教育委員会特別感謝状「みえの人づくり応援隊」を贈呈し、感謝の意を伝えるとともに、その功績を広く県民に周知することにより、キャリア教育を推進することを目的としています。

「2 制度の概要」をご覧ください。感謝状につきましては、連続して 5 年以上インターンシップ等を受け入れるなど、キャリア教育の推進に協力していただいている事業所に対して、「職場体験インターンシップ等」部門と「デュアルシステム」部門に分けて贈呈しています。

「3 感謝状について」のように、本年度の感謝状の贈呈については、経済団体、県立学校、市町等教育委員会から推薦を受けた「職場体験・インターンシップ等」部門の 23 事業所、「デュアルシステム」部門の 3 事業所の合計 26 事業所に行います。

贈呈事業所は、3 ページに示させていただきましたとおりで、学校への支援内容は、5 ページから 11 ページに示してございます。

次に、特別感謝状について、1 ページにお戻りください。特別感謝状は、感謝状の贈呈を受けて以降、連続 10 年にわたってインターンシップを受け入れるなどの要件を満たした事業所に対し、平成 28 年度から贈呈しております。

「4 特別感謝状について」のように、本年度は、平成 20 年度に感謝状を贈呈した 21 事業所のうち、要件を満たす 6 事業所に対して、特別感謝状及び記念品を贈呈します。贈呈事業所は、4 ページのとおりでございます。

なお、記念品につきましては、ここにございますが、県内の伊賀白鳳高校と伊勢工業高校の生徒がこれを製作いたしまして、白子高校家庭科の生徒が染めました風呂敷でラッピングをいたしまして贈呈をいたします。

次に、「5 感謝状贈呈式」をご覧ください。感謝状贈呈式は、2 月 13 日に、県庁講堂にて開催いたします「キャリア教育フォーラム」におきまして、教育長から感謝状を贈呈いたします。

高校教育課では、今後も三重の子どもたちが、将来自立した社会人として積極的に社会参画できるよう、学校、事業所、関係団体と連携して、キャリア教育の充実に取り組んでまいります。

なお、参考資料といたしまして、2 ページに感謝状推薦団体及び事業所所在地を、

12ページ以降には、制度の要領及び細則、過去の贈呈事業所一覧を添付いたしました。

報告は、以上でございます。

**【質疑】**

教育長

報告2について、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する—

**・審議事項**

**報告3 平成30年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について（公開）**

（小見山教職員課長説明）

報告3 平成30年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について

平成30年度三重県立学校実習助手採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。平成30年1月22日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1ページをおめくりください。結果についてのご報告でございます。11月8日の定例会で報告題として実習助手の試験についてご説明させていただきました。11月10日から12月1日まで募集をさせていただきまして、試験は12月16日にさせていただきました。

結果ですが、2のとおりで、当初、採用見込数として、農業、工業（機械系）と工業（電気・電子・情報系）、商業で合計7を採用見込みとしたところですが、合格者は、同数の農業2、工業（機械系）3、工業（電気・電子・情報系）1、商業1の合計7人を合格という形で、本日、発表させていただいたところでございます。

簡単ではございますが、結果のご報告でございます。よろしくお願いいたします。

**【質疑】**

教育長

報告3については、いかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—

**・審議事項**

**議案第41号 職員の懲戒処分について（非公開）**

小見山教職員課長が説明し、採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

**・審議事項**

**議案第42号 損害賠償の額の決定及び和解について（非公開）**

田中学校経理・施設課長が説明し、採決の結果、全委員が承認し、本案を原案通り可決する。

・審議事項

報告4 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について（非公開）

田中学校経理・施設課長が説明し、全委員が本報告を了承する。